令和5年12月議会

保健福祉委員会 資料

| 提出議案一覧 | ページ番号 | |
|-------------------------|-------|--|
| 「北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例」 | S | |
| の一部改正について(足立青少年の家の廃止) | 2 | |
| 指定管理者の指定の一部変更について | | |
| (北九州市立子どもの館等) | 3 | |
| 令和5年度 12月補正予算総括表 | 4 | |

子ども家庭局

「北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例」 の一部改正について(足立青少年の家の廃止)

1 概要(条例改正の理由)

小倉北区にある足立青少年の家(昭和35年設置、昭和53年改築)は、都市近郊の自然を生かし、オリエンテーリングや市民のレクリエーションの場として活用できる社会教育施設としての役割を担ってきた。しかし、近年、少子化の進行に伴う利用者の減少に加え、施設の老朽化が進み、平成28年2月に策定した「北九州市公共施設マネジメント実行計画」において、令和7年度末までに廃止するとされたことから、令和6年9月末をもって廃止するものである。

2 改正内容

足立青少年の家の廃止に伴い、足立青少年の家に係る規定を削除するもの。

3 施行期日

令和6年10月1日

【位置図】(住所:北九州市小倉北区寿山町7番14号)



4 今後の予定

足立青少年の家の廃止後は、隣接する足立青少年キャンプ場とともに、下記の スケジュールにより、民間事業者による活用を行う。

| | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|--------|----------------|----------|----------------|-------|
| 足式 | 立青少年の家運営 | 【廃止議案付議】 | 【廃止】10月1日 | |
| 跡地 | 公募の手続き | 【公募開始】 | 【事業者決定】【許可・契約】 | |
| 活 用 | 施設の整備 〜供用開始 | | | |

※他の3青少年キャンプ場(堀越、金比羅、しょうぶ谷)も同様のスケジュール で公募を実施。応募が無い場合は、公園の広場等とする。

議案第208号~212号

指定管理者の指定の一部変更について(北九州市立子どもの館等)

1 議案提出理由

令和5年度の指定管理者の選定については、市政変革の取組結果を早期に反映させるため、「現指定管理者の指定期間を一年延長し、令和6年度に選定を行う」こととするよう市政変革推進室より、取り扱いの方向性が示されていた。

当局が所管する「北九州市立子どもの館等」においては、延長できないと判断される特段の事情がない施設については、指定管理者との協議を行い、協議が整った施設について延長することとしたもの。

なお、延長にあたっては、「指定管理者の指定は、地方自治法の規定により期間を定めて行うもの」で、「その指定をしようとするときは、あらかじめ議会の議決を経る必要がある」と定められているため、平成30年12月議会で議決を受けた当初指定議案を変更する議案を提出するもの。

2 議案内容

(1) 対象施設

| 議案番号 | 施設名 | 担当課 |
|---------|------------------------------------|--------|
| 第 208 号 | 北九州市立子どもの館 北九州市立子育てふれあい交流プラザ | 総務企画課 |
| 第 209 号 | 北九州市立母子・父子福祉センター | 子育て支援課 |
| 第 210 号 | 北九州市立児童館(39施設) | 子育て支援課 |
| 第 211 号 | 北九州市立第1緑地保育センター 北九州市立第2緑地保育センター | 保育課 |
| 第 212 号 | 北九州市立藍島保育所 | 保育課 |

(2)変更内容(指定期間の一年延長)

| 江巨光 | | 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで |
|-----|-----|------------------------|
| | 延長前 | (令和元年度から令和5年度まで) |
| | 江巨悠 | 平成31年4月1日から令和7年3月31日まで |
| 延長後 | | (令和元年度から令和6年度まで) |

3 今後のスケジュール(予定)

令和6年1月 基本協定書の変更協定の締結

令和6年3月 年度協定書の締結

令和6年7月 次期指定管理者候補の公募

令和5年度12月補正予算総括表

○議案第232号「令和5年度 北九州市一般会計補正予算」のうち子ども家庭局所管分

【歳出補正】 (単位:千円)

| 款項目 | 補 正 内 容 | 補正前の額 | 補正額 | 補正後の額 |
|-------|--|------------|----------|------------|
| | 子ども家庭職員費 | 4,942,797 | 136,710 | 5,079,507 |
| 4.1.1 | 【概要】 令和5年度子ども家庭職員費の決算見込額に基づき、増額補 正を行うもの。 | 4,942,797 | 136,710 | 5,079,507 |
| | 子ども家庭総務費 | 8,625,169 | 36,300 | 8,661,469 |
| | 保育所等への光熱費等支援事業 | 30,800 | 36,300 | 67,100 |
| 4.2.1 | 【概要】 保育所等における利用者への継続的なサービス提供体制を 確保するため、光熱費等の高騰による負担を軽減するための支 援に要する経費。 | | | |
| | 病児保育施設整備事業 (※債務負担行為) | 0 | (44,600) | (44,600) |
| | 病児保育の利用料無償化や感染症の流行等により、急増している利用者の受け入れに対応するため、新たな病児保育施設整備に要する経費。 | | | |
| | 子ども家庭支援費 | 52,925,410 | 15,400 | 52,940,810 |
| 4·2·2 | 児童養護施設等への光熱費等支援事業 【概要】 児童養護施設等における利用者への継続的なサービス提供 体制を確保するため、光熱費等の高騰による負担を軽減するための支援に要する経費。 | 12,900 | 15,400 | 28,300 |
| | 母子保健医療費 | 6,133,285 | 573,000 | 6,706,285 |
| 4·2·3 | 子ども医療費支給事業 【概要】 新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行やインフルエンザ 等の感染症の流行に伴い増加が見込まれる給付に要する経 費。 | 3,217,000 | 573,000 | 3,790,000 |
| | 合 計 | | 761,410 | |

【歳入補正】

| 款項目 | 補正内容 | 補正前の額 | 補正額 | 補正後の額 |
|---------|---------------------|-----------|---------|-----------|
| 18.2.3 | 子ども家庭費国庫補助金 | 6,006,252 | 34,467 | 6,040,719 |
| 10.57.2 | 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 | 682,459 | 34,467 | 716,926 |
| | 子ども家庭費県補助金 | 2,973,094 | 153,091 | 3,126,185 |
| 19.2.3 | 子ども医療給付費 | 735,010 | 135,858 | 870,868 |
| | 保育所等への光熱費等支援事業費 | 14,627 | 17,233 | 31,860 |
| 24.6.4 | 雑入 | 289,320 | 9,990 | 299,310 |
| | 子ども医療給付費高額療養費返納金 | 54,047 | 9,990 | 64,037 |
| | 合 計 | | 197,548 | |

<問い合わせ先一覧>

| 事業名 | 担当課 | 問い合わせ先 | |
|-------------------|-------------|--------------|--|
| 子ども家庭職員費 | 総務企画課 | 093-582-2280 | |
| 保育所等への光熱費等支援事業 | 保育課 | 093-582-2412 | |
| 病児保育施設整備事業 | 冰月 球 | | |
| 児童養護施設等への光熱費等支援事業 | 子育て支援課 | 093-582-2410 | |
| 子ども医療費支給事業 | 1月(文版課 | 093-582-2602 | |